

建築物等の解体工事等の作業における アスベストの飛散防止について

アスベスト（石綿）とは

アスベストは、天然に産出する非常に細い鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにくく、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。

このため、建築材料等に広く利用されてきましたが、アスベスト繊維を吸い込むことにより肺がんや悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こすおそれがあるため、現在、国内では使用が禁止されています^注。

これまでに使用されたのは、白石綿（クリソタイル）、青石綿（クロシドライト）、茶石綿（アモサイト）の3種類ですが、このうち毒性の特に強いといわれている青石綿と茶石綿は平成7年に製造・使用等が禁止となり、また白石綿も平成16年10月には大部分の製品について製造・使用等が禁止され、平成18年9月には全面的に製造・使用等が禁止されました^注。

注）代替品がないため、特殊なガスカート等6品目のみ例外的に、当面の間禁止が猶予されています。また、平成18年9月1日に現に使用されているものは、同日以降引き続き使用されている間は、この規定は適用されません。

建築物等におけるアスベスト建材の使用例

アスベストを含む建材からの飛散防止

アスベストは、昭和30年頃からビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨構造物などの軽量耐火被覆材として使われ始め、昭和40年代の高度成長期に多く使用された他、その他の建材や自動車部品等にも広く使用されました。

特に使用量の大部分を占める建材については、正常な状態で使用されている限りは、直ちに健康に影響を与えるものではありませんが、劣化等による飛散や解体・除去作業時の飛散については注意が必要です。

なお、建設工事等で、新たにアスベストを含む建築材料が使用されることはありませんが、今後も石綿建材を使用した建築物等の解体や補修工事等が増加することが見込まれているため、これらの工事が行われる際には、飛散防止の徹底を図ることが重要です。



石棉含有アスベスト・石棉含有吹付ロックウール（5造の耐火被覆）



吹付アスベスト・石棉含有吹付ロックウール（築造時）



石棉含有保溫材（配管仕切り部）



石棉含有パーミキュライト吹付（天井）



石棉含有ケイ酸カルシウム系（2造）（5造の耐火被覆）



石棉含有保溫材（ボイラ外周部）

引用：「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な扱い」建設副産物リサイクル広報推進会議

アスベストを含む建材の種類とその除去等作業時の飛散防止に係る法規制

建築物その他工作物(*)において(以下「建築物等」)、アスベストを使用した建築材料は、その飛散のおそれの程度によって次のように分類され、それぞれ除去等の作業時には、大気汚染防止法(周辺環境中への飛散防止)および労働安全衛生法・石綿障害予防規則(作業者の健康障害予防)の適用を受けます。

(*)工作物とは、「土地に接着して人工的作為を加えることによって成立した物」を指します。

区分	建築材料の具体例	作業時の飛散のおそれ	(法規制)
吹き付け石綿	吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール(乾式、湿式)、石綿含有ひる石吹き付け材、石綿含有パーライト吹き付け材	特に高い(レベル1)	大気汚染防止法および労働安全衛生法・石綿障害予防規則に基づく届出、作業基準の遵守等が必要
石綿を含有する断熱材 石綿を含有する保温材	屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材 石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材	高い(レベル2)	
石綿を含有する耐火被覆材	石綿含有耐火被覆材、石綿含有けい酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材		
石綿含有成形板 (上記に該当するものを除く)	スレートボード・波板、石綿含有けい酸カルシウム板第一種、石綿含有石膏ボード、石綿含有ビニル床タイル、石綿含有窯業系サイディング、石綿セメント円筒など	比較的低い(レベル3)	石綿障害予防規則の遵守が必要

表中で、「石綿含有」とは、石綿を0.1%を超えて含むものをいいます。

また、上記の法規制の他、次の関係法律等についても遵守することが必要です。

「建設リサイクル法」 床面積80m²以上の解体工事や工事金額1億円以上の修繕・リフォーム工事等についての届出。特定建設資材に付着している石綿建材等について、事前調査及び事前措置。

「廃棄物処理法」 飛散性を有するアスベスト廃棄物は特別管理産業廃棄物として、また、飛散性を有しないアスベスト廃棄物は石綿含有産業廃棄物として、基準に従い適正に処理

例えば、吹き付け石綿(レベル1)の除去作業や掻き落とし・切断・破砕という方法による断熱材等(レベル2)の除去作業の場合、大気汚染防止法の作業基準により、図のような飛散防止措置を講じて、作業を行わなければなりません。

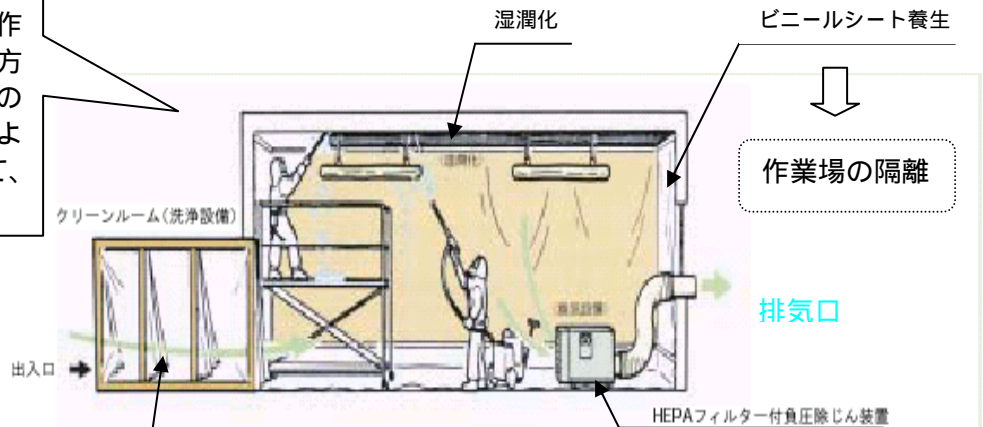
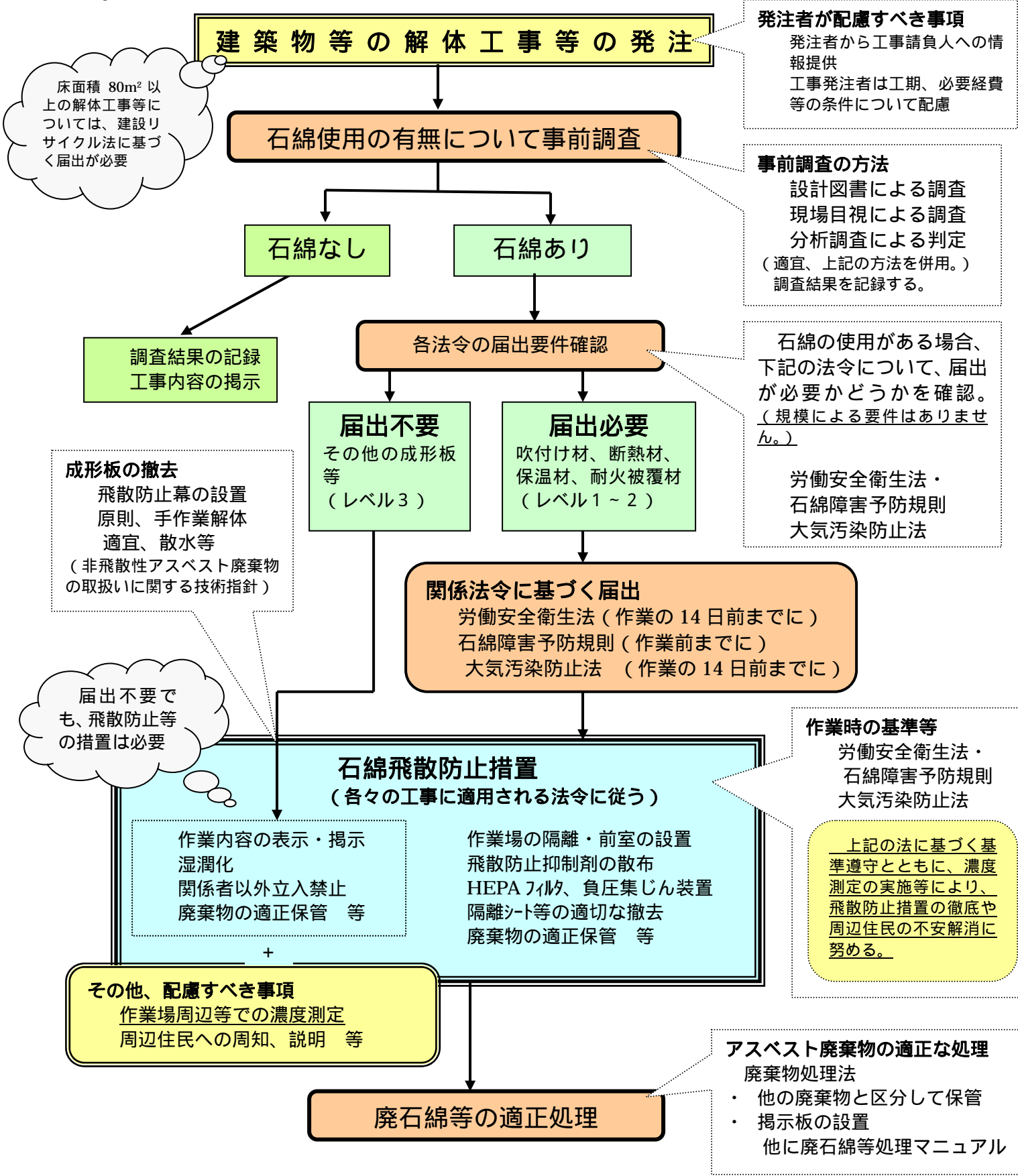


図 吹き付けアスベスト除去等における隔離養生等

空気の流れ

建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止対策の流れ



床面積 80m² 以上の解体工事等については、建設リサイクル法に基づく届出が必要

発注者が配慮すべき事項
 発注者から工事請負人への情報提供
 工事発注者は工期、必要経費等の条件について配慮

事前調査の方法
 設計図書による調査
 現場目視による調査
 分析調査による判定
 (適宜、上記の方法を併用。) 調査結果を記録する。

石綿の使用がある場合、下記の法令について、届出が必要かどうかを確認。
 (規模による要件はありません。)
 労働安全衛生法・石綿障害予防規則
 大気汚染防止法

成形板の撤去
 飛散防止幕の設置
 原則、手作業解体
 適宜、散水等
 (非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針)

届出不要でも、飛散防止等の措置は必要

作業時の基準等
 労働安全衛生法・石綿障害予防規則
 大気汚染防止法
 上記の法に基づく基準遵守とともに、濃度測定の実施等により、飛散防止措置の徹底や周辺住民の不安解消に努める。

アスベスト廃棄物の適正な処理
 廃棄物処理法
 ・他の廃棄物と区分して保管
 ・掲示板の設置
 他に廃石綿等処理マニュアル

建築物等の解体工事等に係る各関係法令の担当窓口一覧

	大気汚染防止法	廃棄物処理法	労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)	建設リサイクル法
大津市	大津市環境政策課 tel: 077-528-2735	大津市産業廃棄物対策課 tel: 077-528-2062	大津労働基準監督署 tel: 077-522-6641	大津市建築指導課 tel: 077-528-2774
高島市	高島環境・総合事務所環境課 tel: 0740-22-6066			高島土木事務所管理調整課 tel: 0740-226068
草津市	南部環境・総合事務所環境課 tel: 077-567-5444			草津市建築課 tel: 077-561-2378
守山市				守山市建築開発課 tel: 077-582-1139
栗東市				
野洲市				
甲賀市	甲賀環境・総合事務所環境課 tel: 0748-63-6134		東近江労働基準監督署 tel: 0748-22-0394	甲賀土木事務所管理調整課 tel: 0748-63-6163
湖南市				
日野町	東近江環境・総合事務所環境課 tel: 0748-22-7758			近江八幡市建築課 tel: 0748-36-5544
竜王町				
近江八幡市				東近江市建築指導課 tel: 0748-24-5656
東近江市				
彦根市	湖東環境・総合事務所環境課 tel: 0749-27-2255		彦根労働基準監督署 tel: 0749-22-0654	彦根市建築指導課 tel: 0749-30-6125
愛荘町				
豊郷町				
甲良町				湖東土木事務所管理調整課 tel: 0749-27-2250
多賀町				
米原市				湖北環境・総合事務所環境課 tel: 0749-65-6650
長浜市			長浜市建築住宅課 tel: 0749-65-6543	

アスベストに関する情報入手先等

滋賀県ホームページ(アスベスト) :

<http://www.pref.shiga.jp/d/asbestos/>

(大気汚染防止法「特定粉じん排出等作業実施届出」様式ダウンロード) :

<http://www.pref.shiga.jp/shinseisho/de00b/index.html>

この資料に関するお問い合わせは下記までお願いします。

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 (〒520-8577 大津市京町 4-1-1)

電話 : 077-528-3357、FAX : 077-528-4844、E-mail : de00@pref.shiga.lg.jp

平成 18 年 3 月作成 / 平成 18 年 9 月、平成 23 年 8 月改訂